



2025年5月22日

各 位

会社名 ランサーズ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 秋好 陽介  
(コード番号：4484 東証グロース)  
問合せ先 執行役員 コーポレート本部長 安川 久美子  
TEL. 03-5774-6086

### 監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、2025年6月27日開催予定の第17回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員人事及び定款の一部変更について、同定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するものです。

##### (2) 移行の時期

2025年6月27日開催予定の第17回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただくことを条件に、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事（2025年6月27日開催予定の第17回定時株主総会に付議）

##### (1) 監査等委員である取締役以外の取締役の候補者

氏名	役職名	現役職名
秋好 陽介	代表取締役社長 CEO	同左
後藤 信彦	取締役	同左
上野 諒一	取締役	同左
加藤 丈幸	社外取締役	同左
村上 臣	社外取締役	同左

##### (2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	役職名	現役職名
古川 徳厚	社外取締役（監査等委員）	社外取締役
永沢 徹	社外取締役（監査等委員）	社外監査役
村上 未来	社外取締役（監査等委員）	（新任）

##### (3) 退任予定監査役

氏名	現役職名
村田 恭介	常勤社外監査役
平田 幸一郎	社外監査役

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 変更の目的

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ②上記の変更に伴い、条数の整備等所要の変更を行うものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025年6月27日(予定)
定款変更の効力発生日	2025年6月27日(予定)

以上

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の設置) 第18条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、9名以内とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。 (新設) (新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名</p>	<p>第1条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の設置) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u></p>

<p>及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した役員が記名押印又は電子署名した上で、10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(監査役及び監査役会) 第31条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p>	<p>(監査等委員会) 第32条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p>
<p>(監査役の数) 第32条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>(監査役の選任) 第33条 <u>監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>(監査役の任期) 第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>
<p>(常勤監査役) 第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>&lt; 削除 &gt;</p>

<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u>  <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第38条 監査役会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、記名押印又は電子署名した上で10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>( 新 設 )</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u>  <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>( 新 設 )</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  <u>第34条 監査等委員会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果、その他</u></p>

<p>( 新 設 )</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第46条～第52条 (条文省略)</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p><u>法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第36条～第38条 (条数繰上げ)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第40条～第46条 (条数繰上げ)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第47条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第17回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p><u>第48条 第17回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>
---	--